

資料編

目次

I	水質環境基準に係る水域類型の指定	1
II	富山湾に流入する汚濁負荷量及び富山湾海域における水質の将来予測	12
III	用語集	14

I 水質環境基準に係る水域類型の指定

1 河川等

(1) 生活環境項目（水生生物保全環境基準項目を除く。）

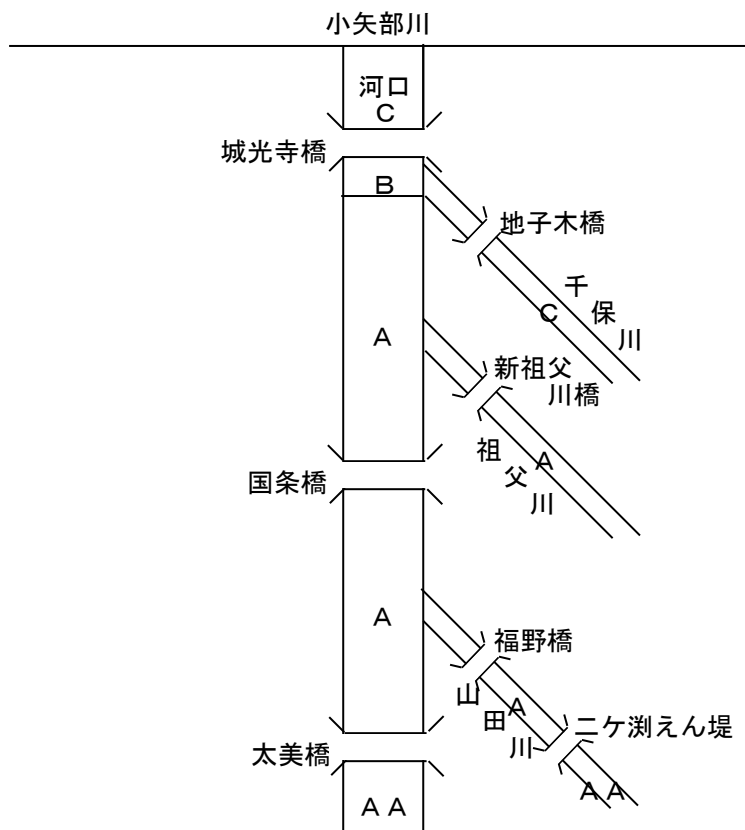
ア 小矢部川水域（昭和 51 年 3 月 26 日富山県告示第 237 号、平成 22 年 4 月 1 日一部改正）

水 域	該当類型	達成期間
小矢部川上流（太美橋より上流）	AA	イ
山田川上流（二ヶ渚（上原地内）えん堤より上流）	AA	イ
山田川下流（二ヶ渚（上原地内）えん堤より下流）	A	イ
小矢部川中流（太美橋から千保川合流点まで）	A	イ
小矢部川下流（甲）（千保川合流点から城光寺橋まで）	B	イ
小矢部川下流（乙）（城光寺橋より下流）	C	イ
祖父川（全域）	A	イ
千保川（全域）	C	イ

注1 該当類型の欄中「AA」、「A」、「B」、「C」及び「D」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 2 の 1 の (1) のアの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

○ 環境基準の水域類型の略図（小矢部川水域）

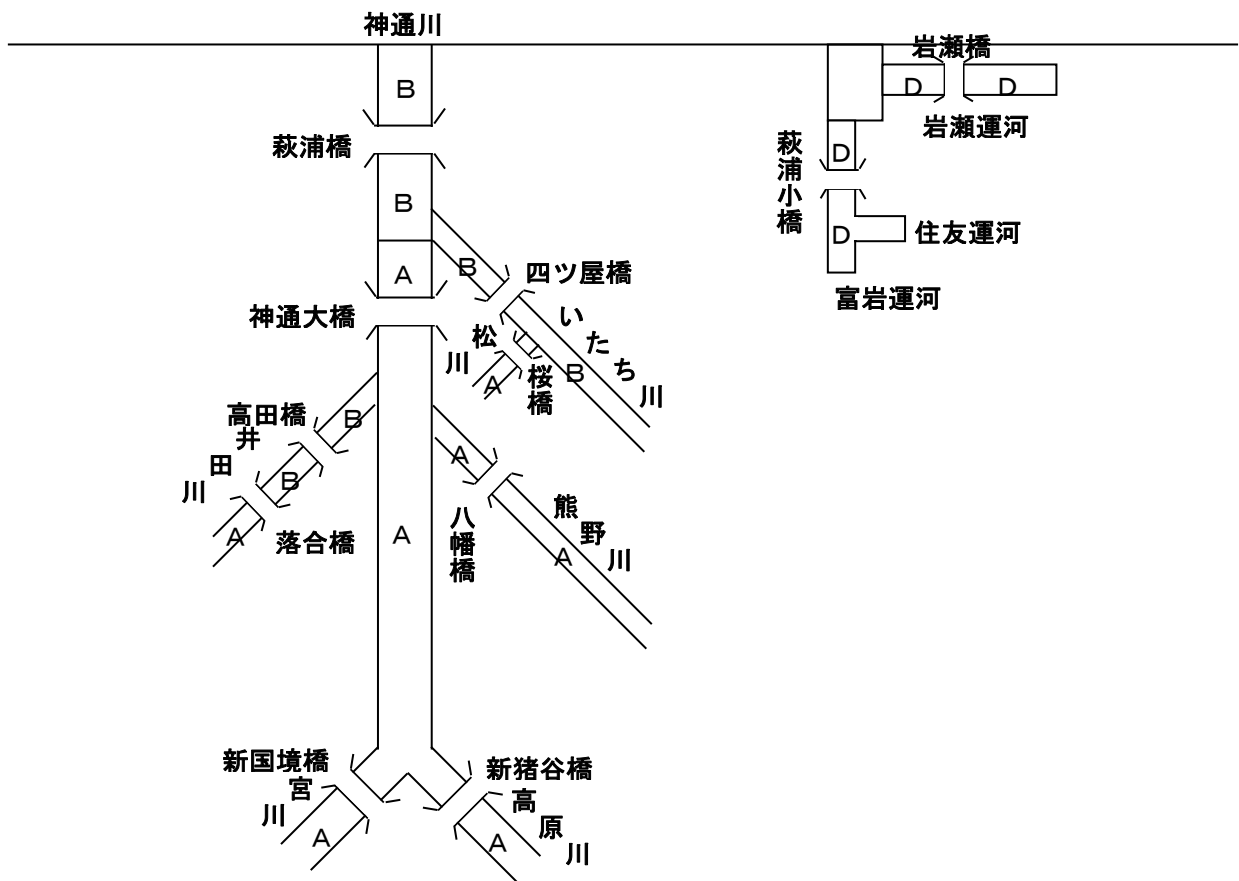


イ 神通川水域（昭和 47 年 4 月 1 日富山県告示第 324 号、平成 22 年 4 月 1 日一部改正）

水 域	該当類型	達成期間
神通川上流（いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。）	A	イ
神通川下流（いたち川合流点より下流）	B	イ
いたち川（全域）	B	イ
松川（全域）	A	イ
井田川上流（落合橋より上流）	A	イ
井田川下流（落合橋より下流）	B	イ
熊野川（全域）	A	イ
富岩運河、岩瀬運河及び住友運河	D	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○ 環境基準の水域類型の略図（神通川水域）

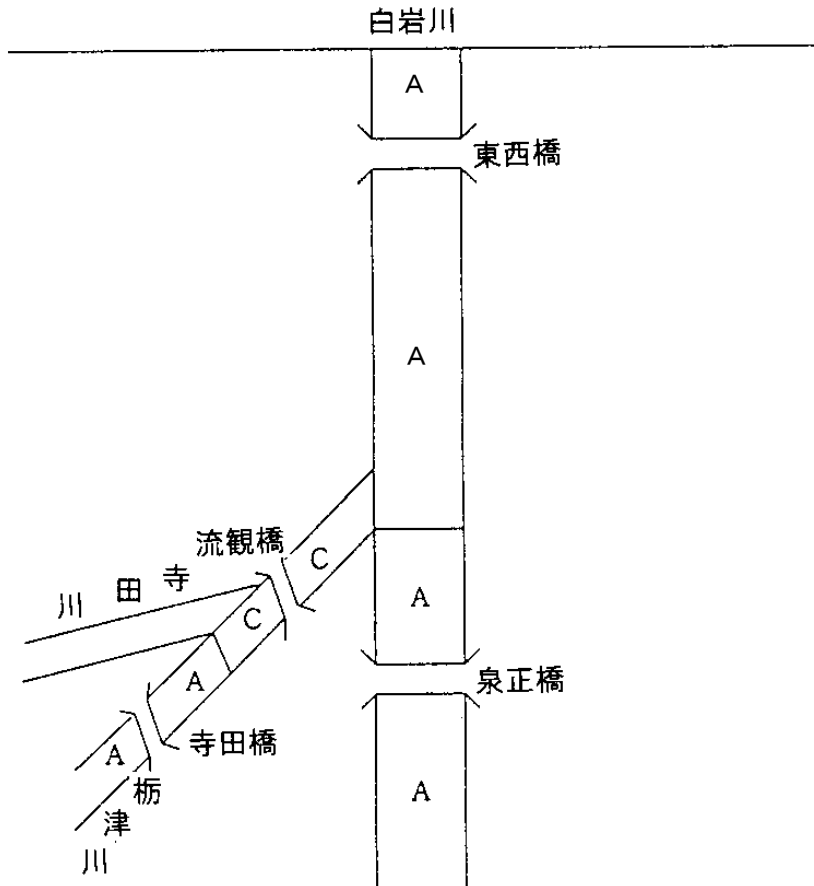


ウ 白岩川水域（昭和 47 年 6 月 30 日富山県告示第 607 号、平成元年 3 月 23 日、平成 22 年 4 月 1 日一部改正）

水 域	該当類型	達成期間
白岩川上流（栃津川合流点より上流）	A	イ
白岩川下流（栃津川合流点より下流）	A	イ
栃津川上流（寺田川合流点より上流）	A	イ
栃津川下流（寺田川合流点より下流）	C	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○ 環境基準の水域類型の略図（白岩川水域）



エ 庄川水域等（昭和 48 年 9 月 28 日富山県告示第 936 号、昭和 58 年 7 月 7 日、平成 22 年 4 月 1 日一部改正）

水 域	該当類型	達成期間
庄川上流（雄神橋より上流）	A A	イ
庄川下流（雄神橋より下流）	A	イ
和田川（全域）	A	イ
下条川（全域）	A	イ
新堀川（全域）	B	イ
内川（全域）	C	イ
富山新港海域（甲）（別記 1 の水域）	海域 C	イ
富山新港海域（乙）（別記 2 の水域）	海域 B	イ

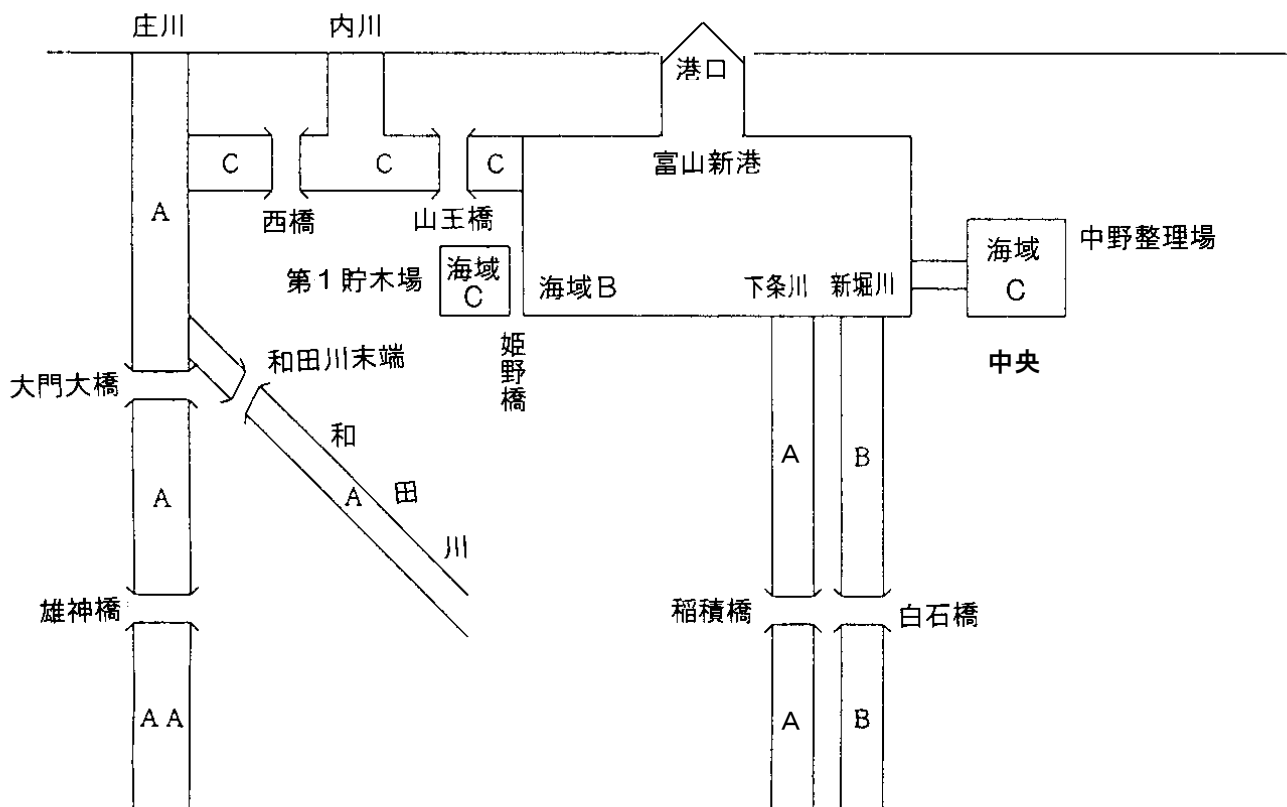
注 1 該当類型の欄中の「海域 B」及び「海域 C」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 2 の 2 のアの表の類型を示す。

2 その他は、小矢部川水域の注と同じ。

（別記）

- 1 富山新港の東防波堤先端と西防波堤先端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域（以下「新港海域」という。）のうち第 1 貯木場及び中野整理場に係る海域（富山新港海域（甲））。
- 2 新港海域であって、富山新港海域（甲）に係る部分を除いたもの（富山新港海域（乙））。

○ 環境基準の水域類型の略図（庄川水域等）

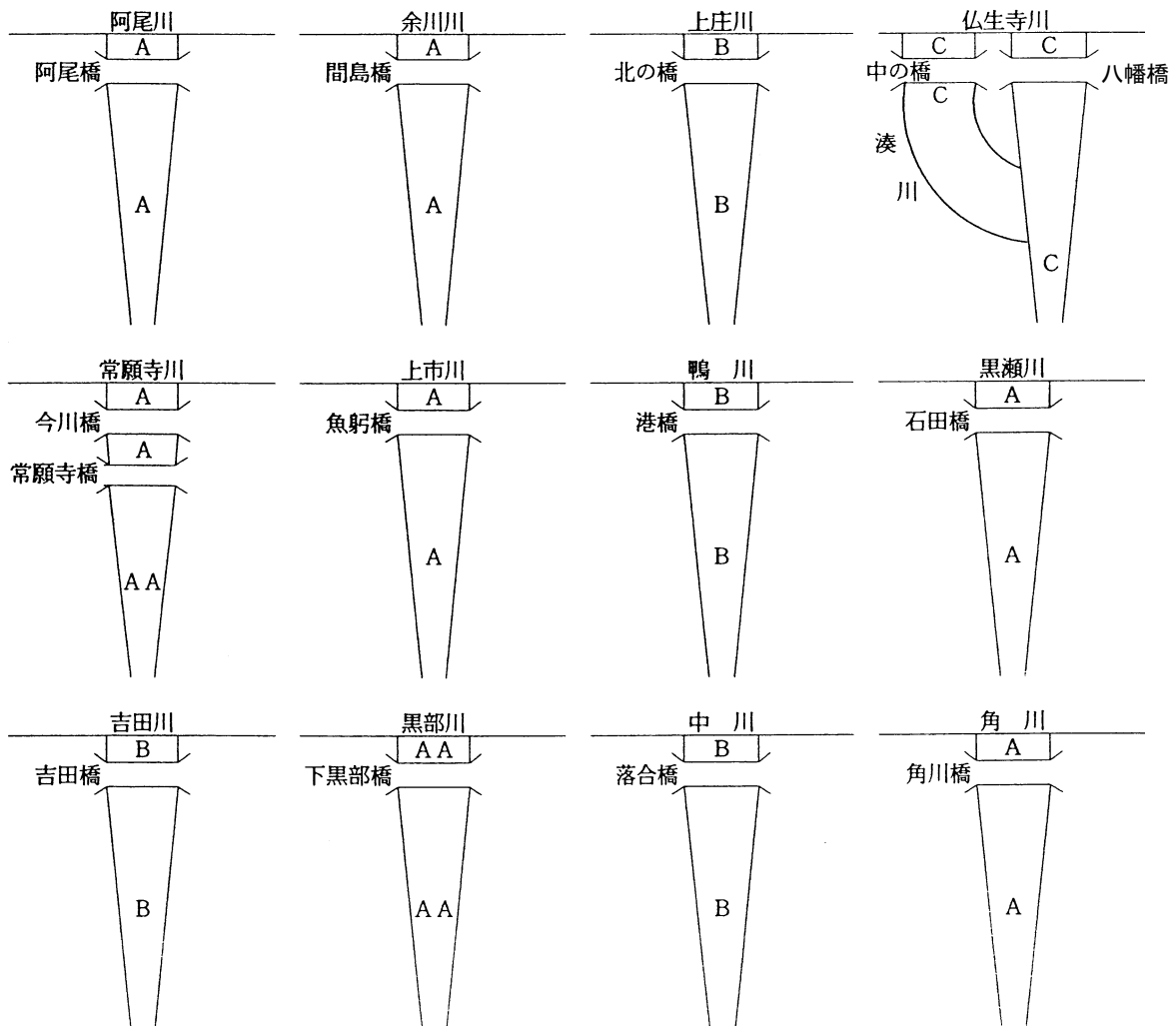


才 常願寺川水域等（昭和 49 年 12 月 18 日富山県告示第 1151 号、平成 3 年 3 月 29 日、平成 22 年 4 月 1 日、平成 23 年 4 月 1 日一部改正）

水 域	該当類型	達成期間
常願寺川上流（常願寺橋より上流）	AA	イ
常願寺川下流（常願寺橋より下流）	A	イ
上市川（全域）	A	イ
中川（全域）	B	イ
角川（全域）	A	イ
鴨川（全域）	B	イ
阿尾川（全域）	A	イ
余川川（全域）	A	イ
上庄川（全域）	B	イ
仏生寺川（湊川を含む全域）	C	イ
黒瀬川（全域）	A	イ
吉田川（全域）	B	イ
黒部川（黒部ダム貯水池（黒部湖）を除く。）	AA	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○ 環境基準の水域類型の略図（常願寺川水域等）

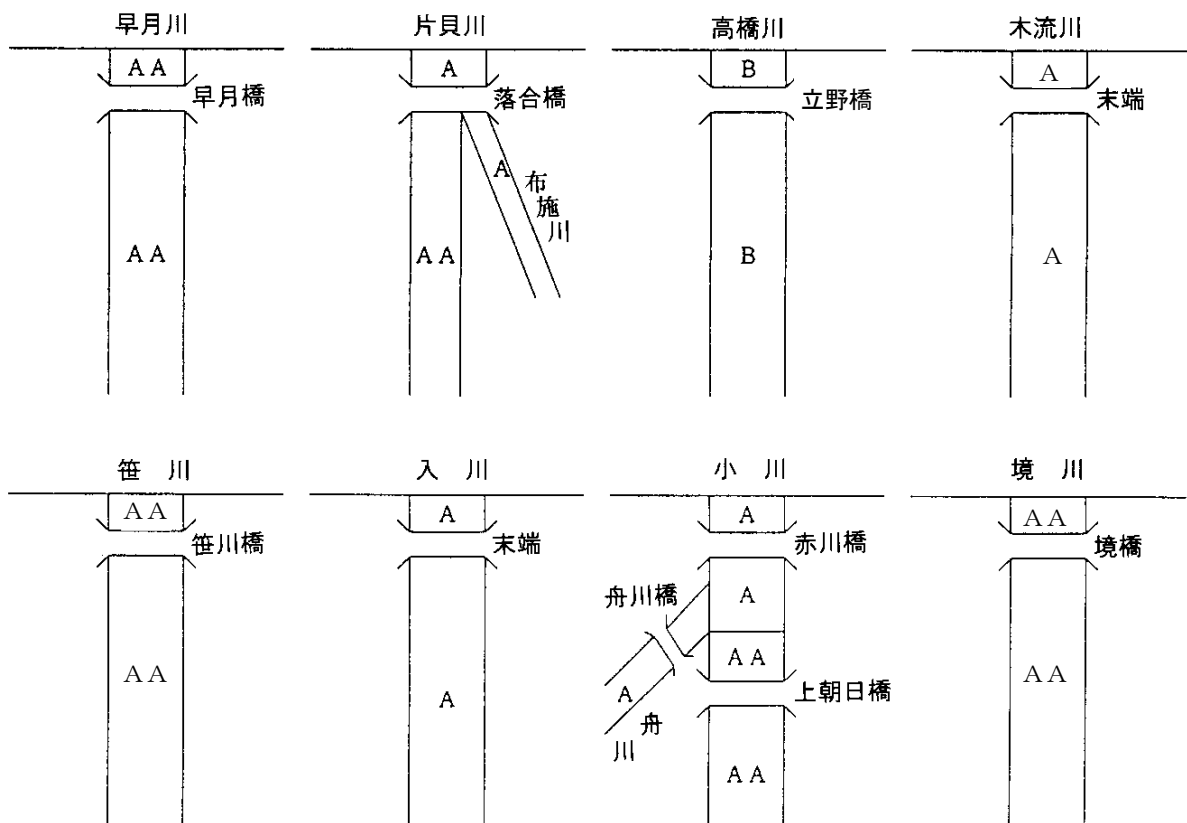


カ 早月川水域等（昭和 51 年 3 月 26 日富山県告示第 237 号、平成 23 年 4 月 1 日一部改正）

水 域	該当類型	達成期間
早月川（全域）	AA	イ
片貝川上流（落合橋より上流）	AA	イ
片貝川下流（落合橋より下流）	A	イ
布施川（全域）	A	イ
高橋川（全域）	B	イ
入川（全域）	A	イ
小川上流（舟川合流点より上流）	AA	イ
小川下流（舟川合流点より下流）	A	イ
舟川（全域）	A	イ
木流川（全域）	A	イ
笹川（全域）	AA	イ
境川（全域）	AA	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○ 環境基準の水域類型の略図（早月川水域等）



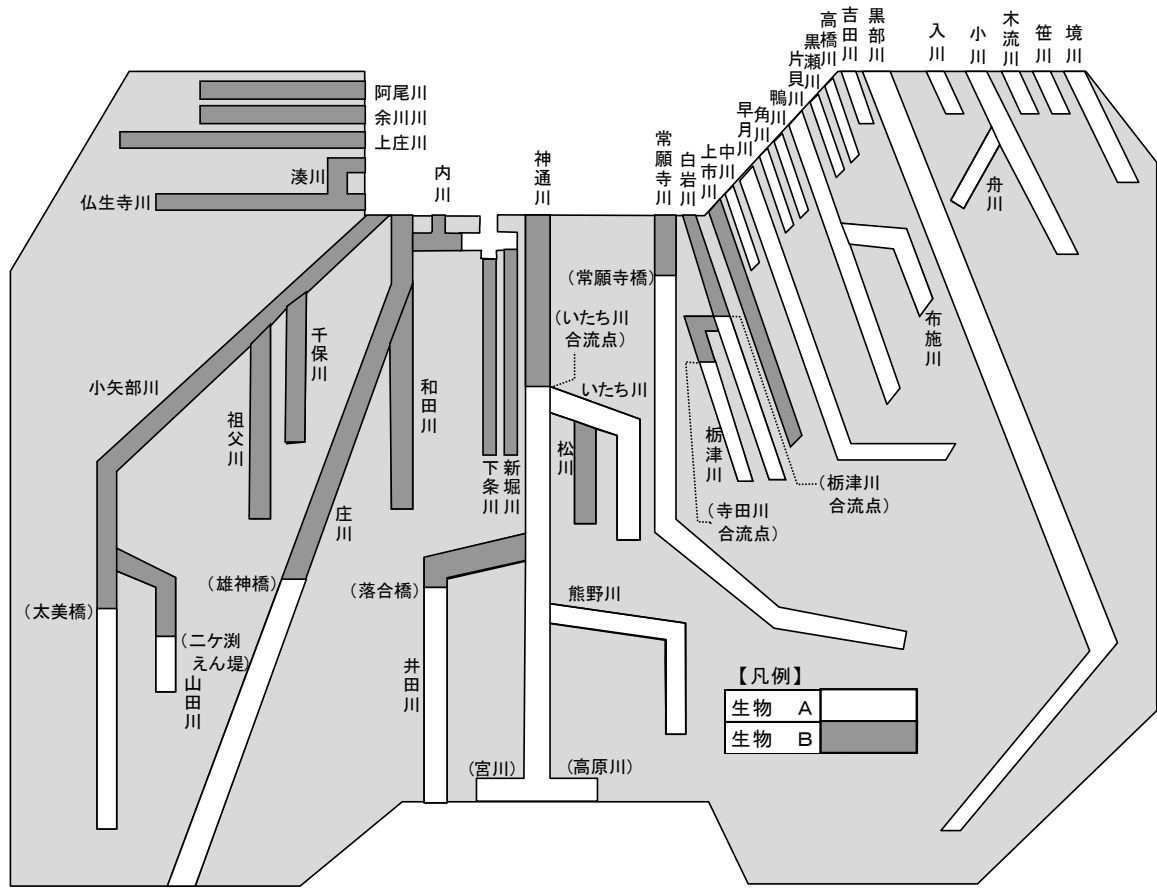
(2) 水生生物保全環境基準項目（平成 25 年 4 月 1 日富山県告示第 184 号、平成 26 年 4 月 1 日富山県告示第 190 号、平成 31 年 4 月 1 日一部改正）

水 域	該当類型	達成期間
阿尾川（全域）	生物B	イ
余川川（全域）	生物B	イ
上庄川（全域）	生物B	イ
仏生寺川（湊川を含む全域）	生物B	イ
小矢部川上流（太美橋より上流）	生物A	イ
小矢部川中・下流（太美橋より下流）	生物B	イ
千保川（全域）	生物B	イ
祖父川（全域）	生物B	イ
山田川上流（二ヶ渚（上原地内）えん堤より上流）	生物A	イ
山田川下流（二ヶ渚（上原地内）えん堤より下流）	生物B	イ
庄川上流（雄神橋より上流）	生物A	イ
庄川下流（雄神橋より下流）	生物B	イ
和田川（全域）	生物B	イ
内川（全域）	生物B	イ
下条川（全域）	生物B	イ
新堀川（全域）	生物B	イ
神通川上流（いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。）	生物A	イ
神通川下流（いたち川合流点より下流）	生物B	イ
いたち川（全域）	生物A	イ
松川（全域）	生物B	イ
井田川上流（落合橋より上流）	生物A	イ
井田川下流（落合橋より下流）	生物B	イ
熊野川（全域）	生物A	イ
常願寺川上流（常願寺橋より上流）	生物A	イ
常願寺川下流（常願寺橋より下流）	生物B	イ
白岩川上流（栃津川合流点より上流）	生物A	イ
白岩川下流（栃津川合流点より下流）	生物B	イ
栃津川上流（寺田川合流点より上流）	生物A	イ
栃津川下流（寺田川合流点より下流）	生物B	イ
上市川（全域）	生物B	イ
中川（全域）	生物A	イ
早月川（全域）	生物A	イ
角川（全域）	生物A	イ
鴨川（全域）	生物A	イ
片貝川（全域）	生物A	イ
布施川（全域）	生物A	イ
黒瀬川（全域）	生物A	イ
高橋川（全域）	生物A	イ
吉田川（全域）	生物A	イ
黒部川（全域）	生物A	イ
入川（全域）	生物A	イ
小川（全域）	生物A	イ
舟川（全域）	生物A	イ
木流川（全域）	生物A	イ
笹川（全域）	生物A	イ
境川（全域）	生物A	イ

注1 該当類型の欄中「生物A」及び「生物B」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 2 の 1 の（1）のイの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

○ 環境基準の水域類型の略図（水生生物保全環境基準項目）



2 湖沼

(1) 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域（平成元年3月23日富山県告示第278号）

水域	該当類型	達成期間	備考
有峰ダム貯水池 （有峰湖）	A	イ	
	Ⅱ	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注1 該当類型の欄中「A」及び「Ⅱ」は昭和46年環境庁告示第59号別表2の1の（2）の湖沼のア及びイの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中「イ」は「直ちに達成」を示す。

(2) 黒部ダム貯水池（黒部湖）水域（平成3年3月29日富山県告示第245号）

水域	該当類型	達成期間	備考
黒部ダム貯水池 （黒部湖）	A	イ	
	Ⅱ	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域の注と同じ。

(3) 境川ダム貯水池（桂湖）水域（平成13年3月30日富山県告示第148号）

水域	該当類型	達成期間	備考
境川ダム貯水池 （桂湖）	A	イ	
	Ⅱ	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域の注と同じ。

3 富山湾海域（昭和 51 年 3 月 26 日富山県告示第 237 号）

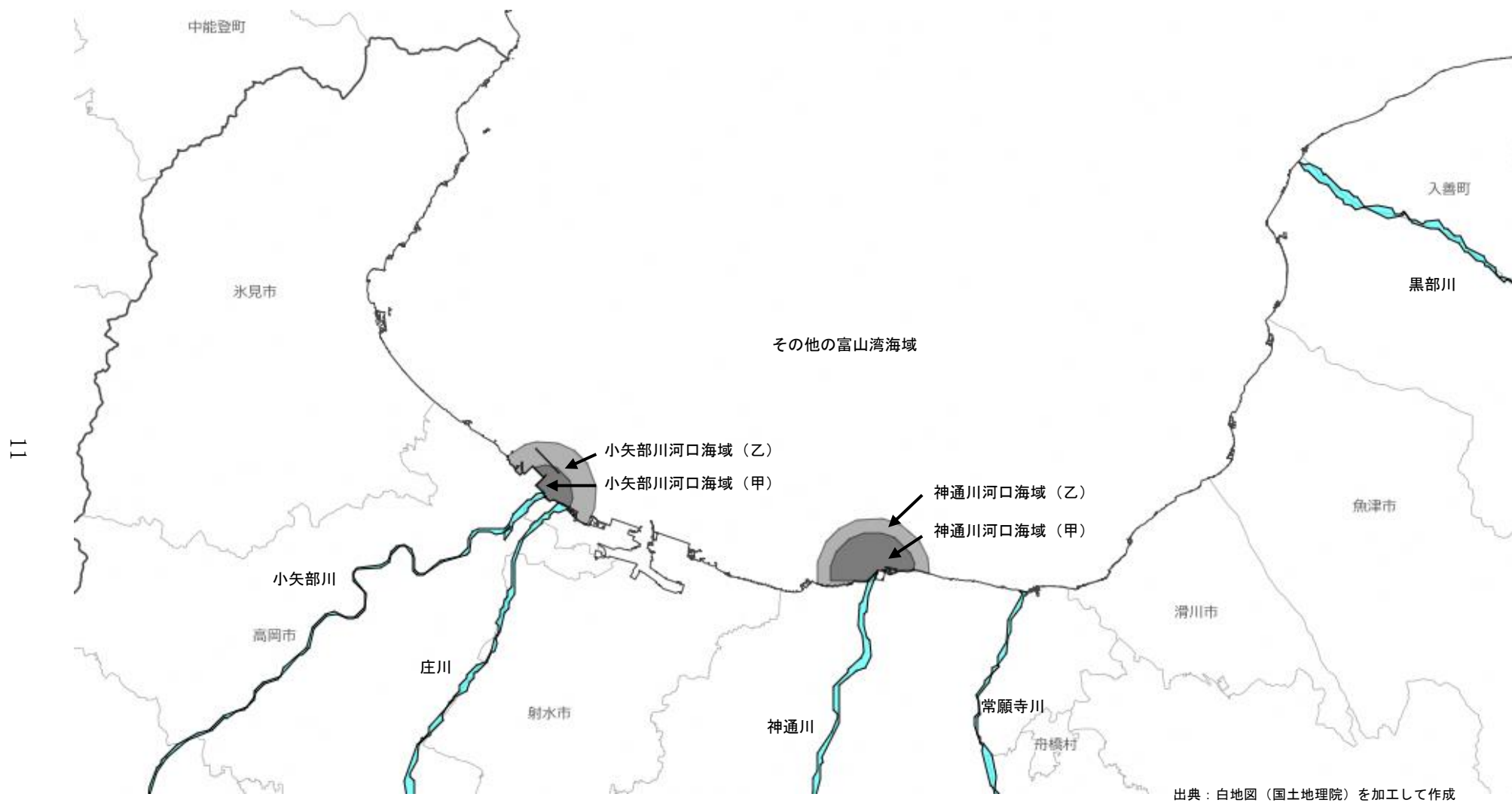
水域		該当類型	達成期間
小矢部川河口海域 (甲)	小矢部川河口の中央を中心とする半径 1,200mの円弧及び陸岸により囲まれた 海域	海域B	ロ
小矢部川河口海域 (乙)	小矢部川河口の中央を中心とする半径 2,200mの円弧及び陸岸により囲まれた 海域であって、小矢部川河口海域(甲) に係る部分を除いたもの	海域A	ロ
神通川河口海域 (甲)	神通川河口の中央を中心とする半径 1,800mの円弧、神通川河口左岸から西へ 向かう線と同円弧との交点を結んだ線、 富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を 結んだ線及び同地点から東に向かう線と 同円弧との交点を結んだ線により囲まれ た海域	海域B	ロ
神通川河口海域 (乙)	神通川河口の中央を中心とする半径 2,400mの円弧及び陸岸により囲まれた 海域であって、神通川河口海域(甲)に 係る部分を除いたもの	海域A	ロ
その他の富山湾海 域	石川県と富山県の境界である陸岸の地 点から富山県と新潟県の境界である陸岸 の地点に至る陸岸の地先海域であって、 小矢部川河口海域(甲)、小矢部川河口海 域(乙)、神通川河口海域(甲)、神通川 河口海域(乙)並びに昭和48年富山県告 示第936号において既に指定されている 富山新港海域(甲)及び富山新港海域(乙) に係る部分を除いたもの	海域A	イ

注1 該当類型の欄中「海域A」及び「海域B」は、昭和46年環境庁告示第59号別表2の2のアの表の類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

○ 環境基準の水域類型の略図（富山湾海域）



※ 富山県水質環境計画では、小矢部川河口海域（乙）、神通川河口海域（乙）及びその他の富山湾海域に対して窒素及びりんの水質環境目標を定めている。

II 富山湾に流入する汚濁負荷量及び富山湾海域における水質の将来予測

1 富山湾に流入する汚濁負荷量の比較（平成24年度と令和2年度）

河川ブロック 直接流入ブロック		BOD		COD		T-N		T-P		
		平成24年度	令和2年度	平成24年度	令和2年度	平成24年度	令和2年度	平成24年度	令和2年度	
		(kg/日)								
阿尾川	阿尾橋	54	24	27	13	10	6	1	1	
余川	間島橋	38	33	19	20	7	14	1	2	
上庄川	北の橋	104	110	56	58	26	28	3	4	
仏生寺川	八幡橋	80	141	144	154	259	260	14	17	
小矢部川	湊川	76	4	41	2	16	0	1	0	
	河	3,154	2,067	4,254	3,061	199	209	21	18	
	城光寺橋	802	559	1,446	982	2,670	1,396	144	112	
	国条橋	1,795	959	1,293	755	451	262	75	38	
	太美橋	4	1	3	1	2	1	0	0	
	千保川	地子木橋	722	817	1,138	924	86	455	12	24
	祖父川	新祖父川橋	198	114	99	63	36	27	5	5
山田川	福野橋	59	20	32	14	24	19	3	3	
	ニヶ淵えん堤	0	0	0	0	0	0	0	0	
庄川	大門大橋	19	72	21	113	52	146	5	11	
	雄神橋	19	9	10	10	8	9	1	3	
和田川	末端	277	172	340	233	82	36	10	9	
	山王橋	18	53	9	48	3	110	0	1	
内川	西橋	29	4	14	2	5	0	1	0	
下条川	福積橋	178	84	272	137	209	158	15	18	
新堀川	白石橋	244	135	140	87	69	61	9	14	
神通川	萩浦橋	1,254	29	1,263	16	281	7	39	1	
	神通大橋	190	110	133	107	78	52	11	6	
	宮川	新国境橋	—	—	—	—	—	—	—	—
	高原川	新猪谷橋	—	—	—	—	—	—	—	—
	いたち川	四ツ屋橋	200	898	125	875	85	85	7	21
	松川	桜橋	2	15	6	9	7	4	1	1
	井田川	高田橋	840	602	613	524	8,093	8,407	54	37
		落合橋	334	112	219	86	144	46	21	8
	熊野川	八幡橋	263	105	321	153	255	167	28	20
	岩瀬運河	岩瀬橋	86	14	149	38	117	198	8	3
富岩運河	萩浦小橋	47	106	71	188	25	50	3	7	
常願寺川	今川橋	124	41	155	61	133	56	12	10	
	常願寺橋	71	31	43	22	25	11	3	2	
白岩川	東西橋	270	168	265	182	131	96	24	30	
	泉正橋	122	71	76	53	34	23	15	6	
	栃津川	流観橋	567	493	627	594	14	18	3	5
寺田橋		104	55	50	26	16	8	2	1	
上市川	魚躬橋	237	146	158	122	90	79	8	7	
中川	落合橋	142	64	72	37	25	20	4	3	
早月川	早月橋	21	16	33	29	42	32	2	3	
角川	角川橋	160	69	126	58	52	30	5	3	
鴨川	湊橋	18	9	12	4	9	1	1	0	
片貝川	末端	—	—	—	—	—	—	—	—	
	落合橋	29	33	72	30	252	227	24	38	
布施川	落合橋	44	23	44	19	34	15	6	3	
黒瀬川	石田橋	162	135	101	97	91	92	7	5	
高橋川	立野橋	132	44	139	23	218	10	5	1	
吉田川	吉田橋	126	65	146	75	209	78	3	2	
黒部川	下黒部橋	44	27	50	40	55	42	7	5	
入川	末端	11	7	5	4	2	2	0	0	
小川	赤川橋	42	6	29	10	8	1	1	0	
	上朝日橋	15	4	8	2	5	1	1	0	
舟川	舟川橋	91	30	46	20	18	16	3	2	
木流川	末端	63	3	30	1	10	1	1	0	
笹川	笹川橋	26	10	12	5	4	2	1	0	
境川	境橋	2	3	1	2	0	1	0	0	
下田川		8	10	3	5	1	2	0	0	
宇波川		24	8	12	4	5	2	1	0	
泉川		22	58	11	29	4	12	1	2	
古川		5	4	3	2	2	1	0	0	
平曾川		30	16	14	8	4	3	1	1	
寺川		34	24	17	15	7	8	1	1	
河川	計	13,832	9,040	14,620	10,245	14,799	13,098	640	508	
その他流域	1	27	25	18	13	10	4	2	1	
その他流域	2	75	36	37	35	19	35	2	4	
その他流域	3	528	207	396	184	606	94	108	73	
その他流域	4	70	194	47	529	70	829	4	51	
その他流域	5	151	13	503	14	686	8	35	2	
その他流域	6	822	456	964	1,094	1,947	2,114	67	153	
その他流域	7	320	110	171	109	179	51	29	20	
その他流域	8	328	199	265	172	246	173	19	14	
その他流域	9	73	96	46	119	29	188	4	4	
その他流域	10	238	126	222	117	85	59	17	20	
その他流域	11	86	10	104	24	31	8	8	4	
直接流入	計	2,718	1,473	2,773	2,410	3,906	3,563	295	344	
総計		16,550	10,513	17,394	12,655	18,705	16,661	935	852	

※ 橋は当該河川の環境基準点である。

2 富山湾海域における水質の将来予測

(mg/L)

水質測定地点	令和2年度実測値						令和8年度水質予測結果					
	COD (75%水質値)		T-N (年平均値)		T-P (年平均値)		COD (75%水質値)		T-N (年平均値)		T-P (年平均値)	
	基準値	適否	目標値	適否	目標値	適否	基準値	適否	目標値	適否	目標値	適否
小矢部川河口海域2	1.9	○	0.22	—	0.015	—	1.9	○	0.22	—	0.014	—
小矢部川河口海域3	1.8	○	0.25	—	0.018	—	1.8	○	0.25	—	0.017	—
小矢部川河口海域5	1.9	○	0.16	0.17	○	0.012	0.17	○	0.16	0.17	○	0.016
小矢部川河口海域6	2.0	○	0.19	0.17	×	0.013	0.16	○	0.19	0.17	×	0.012
神通川河口海域1	1.8	○	0.20	—	0.012	—	1.8	○	0.20	—	0.012	—
神通川河口海域2	1.9	○	0.26	—	0.015	—	1.9	○	0.26	—	0.015	—
神通川河口海域3	1.8	○	0.20	—	0.015	—	1.8	○	0.20	—	0.015	—
神通川河口海域4	1.7	○	0.19	0.23	○	0.012	0.19	○	0.19	0.23	○	0.012
神通川河口海域5	1.7	○	0.25	0.23	×	0.014	0.17	○	0.25	0.23	×	0.014
神通川河口海域6	1.8	○	0.19	0.23	○	0.014	0.17	○	0.19	0.23	○	0.014
小矢部川河口海域7	1.6	○	0.15	0.14	×	0.011	0.10	×	0.15	0.14	×	0.010
神通川河口海域7	1.7	○	0.20	0.14	×	0.012	0.10	×	0.20	0.14	×	0.012
その他の富山湾海域1	1.5	○	0.12	0.14	○	0.008	0.10	○	0.12	0.14	○	0.008
その他の富山湾海域2	1.5	○	0.13	0.14	○	0.010	0.10	○	0.13	0.14	○	0.010
その他の富山湾海域3	1.6	○	0.14	0.14	○	0.010	0.10	○	0.14	0.14	○	0.010
その他の富山湾海域4	1.6	○	0.17	0.14	×	0.014	0.10	×	0.17	0.14	×	0.014
その他の富山湾海域5	1.4	○	0.19	0.14	×	0.012	0.10	×	0.19	0.14	×	0.012
その他の富山湾海域6	1.4	○	0.18	0.14	×	0.012	0.10	×	0.18	0.14	×	0.012
その他の富山湾海域7	1.5	○	0.19	0.14	×	0.012	0.10	×	0.19	0.14	×	0.012
その他の富山湾海域8	1.5	○	0.15	0.14	×	0.010	0.10	○	0.15	0.14	×	0.010
その他の富山湾海域9	1.4	○	0.14	0.14	○	0.011	0.10	×	0.14	0.14	○	0.011
その他の富山湾海域10	1.4	○	0.13	0.14	○	0.009	0.10	○	0.13	0.14	○	0.009

Ⅲ 用語集

75%水質値

類型指定された水域におけるBOD及びCODの環境基準の達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、以下の方法により求めた「75%水質値」があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値とする。なお、0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。

BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

水中の好気性微生物によって消費される溶存酸素の量をいう。有機物による水質汚濁の指標になる。

COD (Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量)

酸化剤を用いて一定の条件のもとで酸化するときに消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したものをいう。有機物による水質汚濁の指標になる。

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成されている。

ウェルビーイング

世界保健機関(WHO)憲章の前文において、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態(= well-being)にあること」と定義されており、本県では、令和3年2月に策定した成長戦略において「真の幸せ」(ウェルビーイング)を成長戦略の核に据えている。

合併処理浄化槽

水洗トイレからの排水と併せて、台所排水・洗濯排水等の生活雑排水全てを処理して放流する浄化槽である。

環境基準

環境基本法において、政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとされており、水質汚濁については公共用水域と地下水に対して環境基準が定められている。

環境とやま県民会議

循環型社会と脱炭素社会の構築を目指し、県民、事業者、報道機関、行政等の協力のもと、県民総ぐるみでエコライフスタイルを積極的に推進することを目的として、平成19年6月に設立された県

民会議である。

クロロフィル a

クロロフィル（葉緑素）は植物などの光合成生物に広く認められる光合成色素である。クロロフィル a は光合成細菌以外の全ての植物に含まれているので、その量は、水中の植物性プランクトンの量、富栄養化の進行の指標として利用される。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目であり、カドミウム、全シアン等、公共用水域において 27 項目、地下水において 28 項目に設定されている。

公益財団法人環日本海環境協力センター（Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center : NPCC）

日本海及び黄海における海洋環境保全に寄与することを目的として、平成 10 年 9 月に設立された公益法人である。

北東アジア地域の自治体等と連携した環境保全に関する交流や調査研究を実施するとともに、平成 11 年 4 月には北西太平洋地域海行動計画の「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）」に指定されたことから、富栄養化の防止、海洋ごみ対策、海洋生物多様性の保全などに取り組んでいる。

公益財団法人とやま環境財団

身近な環境問題から地球規模までの幅広い環境問題の解決に向け、県民、企業、行政が一体となって地域に根ざした環境保全活動に取り組んでいくことを目的として、平成 3 年 7 月に設立された公益法人である。

環境保全活動及び協働取組の推進、環境教育学習の推進、環境に関する情報収集、提供などの事業を行っている。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

水域の類型指定

生活環境の保全に関する環境基準について、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況、利水目的等を勘案して水域ごとに環境基準の類型（目標の水準）を指定することである。

水質汚濁防止法

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的として、昭和 45 年 12 月に制定された。

水生生物保全環境基準

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準であり、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の3項目が定められている。

生活環境項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち生活環境の保全に関する環境基準が設定されている項目であり、pH、BOD、COD等に設定されている。

世界で最も美しい湾クラブ

フランス・ヴァンヌ市に本部を置く非政府組織で、世界の名立たる湾が加盟し、湾を活用した観光振興と資源の保全を目的に活動する団体である。富山湾は平成26年10月に加盟した。

単独処理浄化槽

水洗トイレからの排水のみを処理し、台所排水・洗濯排水等の生活雑排水は未処理のまま放流する浄化槽である。平成13年から新たに設置することは法律で禁止されている。

底層溶存酸素量

湖沼や海域の底層における溶存酸素の量をいう。水域の底層を生息域とする魚介類等の水生生物や、その餌生物が生存できること、それらの再生産が適切に行われることにより、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的として、平成28年3月に生活環境の保全に関する環境基準に追加された。

適応策

地球温暖化その他の気候の変動（人為的な要因と自然の要因を含む。）による影響の防止及び軽減を図るための施策をいう。

特定施設

水質汚濁防止法において人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を含む污水又は廃液を排出する施設を特定施設として規定しており、具体的には水質汚濁防止法施行令で101施設が定められている。

富山県県土美化推進県民会議

うるおいとやすらぎのある住みよい郷土をつくるため、県民の美化意識や公德心の高揚を図るとともに実践活動を推進することにより県土美化を促進することを目的として、昭和58年4月に設立された県民、事業者、行政からなる県民会議である。

富山県水質汚濁事故対策連絡会議

有害物質や油などの河川等への流出又は地下への浸透の水質汚濁事故が多発していることを踏まえ、平成22年7月に事故の未然防止対策の推進、事故時の関係者間の連携協力体制の強化等を目的として設置された国、県、市町村、事業者により構成される連絡会議である。

富山県適正農業規範（とやまGAP規範）

GAP（Good Agricultural Practice：良い農業の実践（農業生産活動における環境保全の取組みが含まれる。))の取組みに当たって、GAPそのものの考え方やどのような取組みが必要なのか、その根拠や取組内容を十分理解するために、実践の道しるべとして平成23年12月に策定した規範である。

とやまの名水

富山の水が持つ「きれいさ・ゆたかさ・すばらしい水環境」を、県内だけでなく、全国に周知するために、富山県が専門家の意見を基に選んだ場所をいう。昭和61年2月に選ばれた55件、平成17年に選ばれた1件、平成18年に選ばれた10件を合わせた66件を「とやまの名水」と呼んでいる。

とやまの名水ネットワーク協議会

飲用されている「とやまの名水」の衛生管理及び飲用対策を講ずることにより「とやまの名水」に起因する水質汚濁事故を防止するため、会員相互の情報交換、衛生管理の技術向上等を図ることを目的として設立された、県民、事業者、行政からなる協議会である。

富山湾水質改善対策推進協議会

事業所等からの窒素及びりん削減対策を総合的かつ効果的に推進し、富山湾の水質改善を図ることを目的として平成15年10月に設立された、県及び事業者で構成される協議会である。

平成の名水百選

水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水や水環境のなかで、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを、昭和60年選定の「名水百選」に加え、環境省が平成20年6月に「平成の名水百選」として選定したものである。

北西太平洋地域海行動計画（Northwest Pacific Action Plan：NOWPAP）

国連環境計画（United Nations Environment Programme：UNEP）が提唱する地域海行動計画の一つで、日本海及び黄海の海洋・沿岸環境の有効な利用・開発・管理を目的とした取組みである。日本、中国、韓国、ロシアが参加し、平成6年9月の第1回政府間会合（ソウル）で採択され、平成16年11月にはNOWPAPの本部事務局である地域調整部が本県と韓国プサンに共同設置された。

北東アジア地域自治体連合（The Association of North East Asia Regional Governments：NEAR）

北東アジア地域の交流・協力の促進、共同発展及び世界平和への寄与を目的に、平成8年に設立された自治体による国際組織である。

現在、日本、中国、韓国、北朝鮮、モンゴル及びロシアの6か国78自治体が会員としてNEARに参加している（令和2年1月現在）。経済人文交流、防災、スポーツなど17分野の分科委員会が設置されており、本県は環境分科委員会のコーディネート自治体を務めている。

名水百選

全国に多くの形態で存在する清澄な水について、その再発見に努め、広く国民にそれらを紹介し、啓蒙普及を図るとともに、このことを通じ国民の水質保全への認識を深め、併せて優良な水環境を積極的に保護すること等今後の水質保全行政の進展に資することを目的に環境庁が昭和 60 年 3 月、全国各地 100 か所の湧水や河川を「名水百選」として選定したものである。

有害物質

水質汚濁防止法施行令において、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質としてカドミウム等 28 種類が規定されている。

富山県水質環境計画策定経緯

1 富山県環境審議会及び水環境専門部会での審議経過

- 令和3年3月15日 富山県環境審議会へ富山県水質環境計画の改定について諮問
- 3月26日 水環境専門部会へ富山県水質環境計画の改定について付議
- 8月31日 令和3年度第1回富山県環境審議会水環境専門部会（骨子案について審議）
- 令和4年1月24日 令和3年度第2回富山県環境審議会水環境専門部会（改定案について審議）
- 2月4日 市町村・関係団体への意見照会の実施
- ～17日 パブリックコメントの実施
- 3月7日 令和3年度第3回富山県環境審議会水環境専門部会（改定案の取りまとめ）
- 3月29日 富山県環境審議会に富山県水質環境計画の改定について報告
富山県環境審議会から富山県水質環境計画の改定について答申

2 富山県環境審議会水環境専門部会 委員等名簿

（令和3年度）

区分	氏名	役職
専門部会長	楠井 隆史	富山県立大学名誉教授
委員	加賀谷 重浩	富山大学学術研究部工学系教授
特別委員	松浦 利之	国土交通省北陸地方整備局企画部長
専門員	内田 洋平	国立研究開発法人産業技術総合研究所 再生可能エネルギー研究センター 地中熱研究チーム長
	倉光 英樹	富山大学学術研究部理学系教授
	高橋 剛一郎	富山県立大学名誉教授
	袋布 昌幹	富山高等専門学校教授
	手計 太一	中央大学理工学部教授
	中山 忠暢	国立研究開発法人国立環境研究所 地域環境保全領域 主幹研究員
	藤縄 克之	信州大学工学部特任教授